

漢法苞徳塾資料	No. 206
区分	巻頭言
タイトル	特異なる局面に処そう！
著者	八木素萌
作成日	1991.01 新春に際して

漢法医学は正式な医療システムに位置付けられようとしているのだという認識が広がっている。

漢方の薬方が健康保険に適用されるようになって既に久しい、鍼灸は教育と資格の制度に大幅な変更がなされ、一層公的に認知される方向にあると思われている。だが、手放しには喜べないのである。むしろ、極めて重大な危機の段階に突入しようとしているとも言える状況が、潜んでいると指摘して置かなければならない。真に漢法医学に立脚するものにとっては正念場に差し掛かって来ていると、事態を把握すべきであると思われる。

薬方に関しては「新薬」と同様な薬効再評価のスクリーニングを経るべきである、という動きが在ることが報道されている。鍼灸に関しては「適応の範囲を定めるべきである」という動きが隠然として強まっている事も知られている。一見反論しがたい正論のように見える点が曲者なのである。問題であるのは「薬効再評価」にしろ「鍼灸適応症の範囲の決定」にしろ、如何なる人の手で如何なる理論と方法論によってその大義名分が実現されるのか？という点にあるのである。

治療手段としての湯液にしろ、鍼灸にしろ、これを運用して卓効あらしめることができるのは、これを運用して来た医学に基づく場合である。現代医学病名にあれこれの湯液を適用する方法では大した薬効を現わすことは出来ないが、その病態を漢法医学的に把握して漢法医学の用薬論に従って処方して、これを投じた場合には、まさしく卓効が表われるのである。鍼灸においても単なる圧痛点療法では極く狭い範囲の運動器疾患にしか効かないが、歴史的に蓄積されて来た鍼灸の医学と術とに従って、鍼灸医学的な病態把握に基づいて施術した場合には、広範な範囲の疾病に卓効が在るものである。

面積を重さ量りでは測れないのであるから、西洋医学で東洋医学を測ろうとする愚は絶対に排除すべきものである。

1991・1月